

D P C制度から退出する医療機関について

- D P C制度において、診療報酬改定以外の時期に緊急の理由によりD P C制度から退出する場合は、中医協基本問題小委員会の委任を受けた「D P C退出審査会」で退出の可否を審査・決定することとしている。
- 今般、医療法人財団康生会 東山武田病院から、下記の理由によるD P C対象病院退出届が提出されたことから、「D P C退出審査会」を平成23年12月16日に開催し、退出の可否について審査を行った。
- D P C退出審査会の審査の結果、D P C制度からの同病院の退出について可とする旨決定し、同病院は、平成23年12月31日付でD P C制度から退出した。

医療機関名	所在地	退出日	退出理由
医療法人財団康生会 東山武田病院	京都府京都市東山区東大路通渋谷下 る妙法院前側町447番地の1	平成23年12月31日	平成23年12月31日付で医療機 関を閉院することとなったため。

平成 22 年 3 月 19 日 保医発第 0319 第 1 号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（抜粋）

3 D P C 対象病院からの退出について

(1) 退出の手続き

①通常の場合（略）

②D P C 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合（略）

③特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により、上記①②の手続きによらず緊急に D P C 対象病院から退出する必要がある病院（特定機能病院は除く。）は、別紙 3「D P C 対象病院退出申請書（特別の理由がある場合）」を地方厚生（支）局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該申請書が提出された際には、退出の可否について中央社会保険医療協議会において審査・決定することとし、退出が認められた場合には、認められた月の翌々月初日に D P C 対象病院から退出するものとする。また、決定内容については当該病院に対し通知することとする。

なお、審査後の決定案については、予め当該病院に通知するものとし、通知した決定案に不服がある病院は、1 回に限り別紙 4 に定める不服意見書を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

（特別な理由の例）

○医師の予期せぬ退職等により、急性期入院医療を提供することが困難となった場合

○当該病院の地域での役割が変化し、慢性期医療を提供する病院となった場合

D P C 退出審査会運営要綱

(所掌事務)

第1条 D P C 退出審査会（以下「審査会」という。）は、D P C 制度に参加する医療機関が、特別の理由により緊急に退出する必要がある場合に、中央社会保険医療協議会基本問題小委員会の委任を受け、退出の可否について、審査・決定を行う。

(組織)

第2条 審査会は、次に掲げる委員7名をもって組織する。

- 一 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第一号に掲げる委員のうち2名
 - 二 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第二号に掲げる委員のうち2名
 - 三 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第三号に掲げる委員のうち3名
- 2 委員長は前項第三号に掲げる委員の中から互選により選出する。
 - 3 委員長はD P C 退出審査会を総理し、D P C 退出審査会を代表する。
 - 4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第3条 審査会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、意見の確認を行うことができない。ただし、第5条に規定する意見書の提出があった委員は出席したものとみなす。

(審査の議決)

第4条 審査会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(欠席委員の意見提出)

第5条 委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、当該議題について、予め意見書を提出することができる。

(開催)

第6条 審査会は、必要に応じて開催するものとする。

(審議の公開)

第7条 審査会は非公開とする。

(審査結果の通知、不服意見書)

第8条 審査結果は、申請のあった医療機関に通知するものとする。

- 2 当該医療機関は、審査会の審査結果に不服がある場合は、1回に限り不服意見書を提出することができる。

(再審査)

第9条 不服意見書が提出された場合は、再審査を行うこととし、審査結果を当該医療機関に通知するものとする。

(報告)

第10条 委員長は、審査結果を中央社会保険医療協議会基本問題小委員会に報告することとする。

(庶務)

第11条 DPC退出審査会の庶務は保険局医療課において処理する。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査会の議事運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は平成23年12月16日から施行する。

D P C 退出審査会 委員名簿

代表区分	氏 名	現 役 職 名
支 払 側 委 員	白川 修二	健康保険組合連合会専務理事
	北村 光一	日本経団連社会保障委員会医療改革部会部会長代理
診 療 側 委 員	鈴木 邦彦	日本医師会常任理事
	西澤 寛俊	全日本病院協会会長
公 益 委 員	印南 一路	慶應義塾大学総合政策学部教授
	森田 朗	東京大学大学院法学政治学研究科教授